

総務産業常任委員会審査報告書

令和5年12月14日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中島 和子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第77号	飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第78号	飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決
陳情第8号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第77号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

質疑：特定個人情報の「特定」とはどういう意味か。

回答：マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」という。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：現状、牟礼地区の浄水場系と三水地区の浄水場系の配水管は繋がっていない。繋がってれば一本化ということもあると思うが、そうでなければ一本化ではなく旧牟礼と旧三水で分けておいた方が分かりやすいのではないか。

回答①：令和 5 年 2 月 9 日付けで大門川水利組合と、旧牟礼村の水源を飯綱町の水源とする内容の契約を結んだ。配水管の接続については、接続場所を検討し、実施するという考えで進めている。

質疑②：接続の目標は何年度か。

回答②：統合認可を受けるために策定した 15 年間の基本計画では年度を示していないが、将来接続すると記載している。

質疑③：基本計画では接続年度を明記していないということだが、今、条例改正をしなければならない理由は。

回答③：認可申請には多額の費用が必要なため、三水地区の浄水場を三水浄水場系から新土橋水源の日向浄水場系に変えるための認可申請に併せて条例改正することが効率的であると考えたため。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○陳情第 8 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

説明者：政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める長野県民の会

質疑①：庁舎内で勧誘している政党は、何政党あるか把握しているか。

回答①：2 政党ぐらい。目立つ機関紙は、赤旗と聖教新聞である。

質疑②：政治活動、結社、思想、良心、信教の自由は憲法で保障されているが、認識しているか。

回答②：している。

質疑③：長野県民の会は何名いるのか。

回答③：約 80 人。

質疑④：飯綱町は何名か。普段の活動は。

回答④：10 人弱。名前のおり、このことを中心に情報を集めながら活動している。

質疑⑤：他議会への対応はしているか。

回答⑤：今回は県内 4 か所に陳情を出していて飯綱町が最初になる。全国で採択された議会は 28 か所。職員がより良い環境の中で、パワハラを感じないで仕事をして欲しいと考えて活動している。

質疑⑥：政治活動も機関紙活動も全く自由だと思うが。

回答⑥：一般的には問題ないが、庁舎内は中立的立場なのでよくないと考える。

質疑⑦：「長野県民の会」では職員に対するハラスメントと言っているが、政治活動の自由に対して自粛を求めることは「長野県民の会」からの政治活動や報道の自由に対してのハラスメントになるのではないか。

回答⑦：そんなことは考えていない。庁舎内で職員が中立的立場で仕事ができる環境を望んでいる。

意見：説明者は、「勤務中の勧誘は職員が迷惑している。庁舎内は中立の立場なので規制すべきだ」とはっきり言った方が良い。

質疑⑧：4議会に陳情を提出したそうだが、飯綱町を選考した理由は何か。飯綱町でそういう行為があったと受け取られるが。

回答⑧：他議会は都合により締切に間に合わなかった。陳情を出せたのが飯綱町議会だった。

質疑⑨：それだけの理由か。他市町村から誤解を招くのではないか。4か所に入ったことに違和感がある。もっと広範囲に提出した方が良いのでは。庁舎内でこのような行為、ハラスメントなどは断じてよくないが、職員から機関紙を勧誘される逆の場合もあるため、全部を禁止することはどうか。規則を守った勧誘ならどうか。

回答⑨：職員がパワハラと感じないよう、人間関係で仕方なくではなく、仕事がかどるような形になると良いと思う。これはひとつの提案である。

質疑⑩：特定商品取引法がある。消費者が保護されている法律を職員は心得ているはずだが、そういう行為が行われていると理解すればいいのか。

回答⑩：いろいろな仕事をする中で、人間関係を壊したくないと考える人もいて相談することも出来ない。

質疑⑪：パワハラ・セクハラは受ける人により違うと言われるが、上に立つ人は何も言えなくなる。社会的常識に照らして、すぐにパワハラ・セクハラとは言わないが。

回答⑪：よく知っている関係であればそうはならない。アンケート調査から抑圧的な感情があったという結果が出てきた。

質疑⑫：役場にアンケートを取れということか。

回答⑫：あくまでも提案。アンケートを取って出てきた結果である。職員に通達を出すかは役場の判断。

質疑⑬：飯綱町庁舎管理規則がある。違反している職員がいるか確かめろということか。

回答⑬：他市町村でも規則はある。その上でアンケートを取って出てきた結果である。

質疑⑭：職員へのパワハラ・セクハラは微妙であり、議員は仕事が出来なくなる。飯綱町と書かれているが調査はしたのか。

回答⑭：していない。

質疑⑮：陳情項目②にある「政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、」の“が”は否定であり使えないのではないか。

回答⑮： “が” の後の部分が趣旨である。

反対討論： 飯綱町とあるが、実態を把握されているとは思えない。

反対討論： 飯綱町庁舎管理規則、第6条第2項第1号で物品の販売、宣伝勧誘等は禁止されているので、特に陳情を受ける必要はない。

反対討論： 議員の政治活動は議会基本条例に基づき活動していて、政党の機関紙の発行も議員活動の一環のため全く自由であり制限されるものではない。常識で対応するのが当然であり、特定の政党機関紙は自粛することはない。「長野県民の会」からのハラスメントだと感じる。

採決の結果： 賛成少数で不採択とした。